

様式第3号(第8条関係)

瀬戸内市長 様

誓約書

瀬戸内市住宅用脱炭素推進設備導入補助金(以下「補助金」という。)を申請するに当たり、次のとおり誓約します。

- (1)瀬戸内市住宅用脱炭素推進設備導入補助金交付要綱(以下「要綱」という。)及び瀬戸内市補助金等交付規則を確認しており、定められた事項を遵守します。
- (2)申請者、補助対象設備を提供する者の代表者等(役員又は使用人その他の従業員及び構成員を含む。)及び需要家等が暴力団(瀬戸内市暴力団排除条例(平成23年条例第32号。以下「条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。)又は暴力団員等(条例第2条第2号の暴力団員等をいう。)に該当する者ではありません。
- (3)要綱第6条の補助要件に適合していること及び第7条に規定される補助対象経費以外の経費が含まれていないことを確認しました。
- (4)要綱第8条における必要書類の記載について、虚偽の記載はありません。また、瀬戸内市から報告・現地調査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- (5)申請内容に反する事実が判明するなど、補助金の交付決定額の全部又は一部が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額又は一部を返還することについて同意します。
- (6)法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の温室効果ガス排出削減効果において、J-クレジット制度への登録を行いません。
- (7)太陽光発電設備を本補助事業で導入した場合は、補助事業完了後においても、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP制度の認定を取得しません。

年 月 日

申請者 (様式第1号と同じ内容を記載してください)

住 所 :

氏 名 :

※自署又は記名押印